

2021年2月12日
全国港湾20発第56号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣



全国港湾第13回中央委員会の概要と当面の取り組みに関する指示

全国港湾は、21年2月9日(火)にシーパレス日港福において、各単組・地区選出の中央委員とウェブ会議形式にて結んで第13回中央委員会を開催した。中央委員会は、冒頭に第13回中央委員会の開催方法について、秋の第14回定期大会で規約改正によって設ける「特別特例措置」を本中央委員会から暫定的に適用することを満場一致で確認して開催した。そのうえで、真島中央執行委員長代行が開会のあいさつを行い、中央委員会の成立要件を満たしていることも報告して、議長団に石渡中央委員(検数労連)・佐竹中央委員(大港労組)を選出した。議長団のあいさつの後、第一号議案(20秋年末闘争経過)、第二号議案(21春闘方針案)、及び21春闘方針案について審議した。

中央委員会の開催に当たり、柏木中央執行委員長は、「コロナ禍の中でも事業継続に奮闘している現場の声に応える春闘にしよう」と力強くあいさつした

審議に当たっては、事前に17名の中央委員から23の課題に関する意見が事前に提出されていることをふまえ、方針提案の中でこれに答弁する形式で行い、原案を一部修正のうえ、満場一致で採択し、たたかう21春闘方針を確立した。

第13回中央委員会の概要を報告し、確認した方針に基づく、当面の取り組みについて下記の通り指示するので、各単組・地区港湾の積極的取り組みを促進されたい。

記

I 第13回中央委員会の概要について

1. 第13回中央委員会の開催方法の確認

- (1) 中央委員会に付託された議案の審議の前に、コロナ禍という事態に対応してウェブ会議という全国港湾の歴史始まって以来の開催となることについて報告し、規約との整合も含め提案を行い、その成立を確認の上で、第13回中央委員会の開催を

確認した。報告と提案は玉田書記長が行った。

- (2) 第 13 回中央委員会開催方法に当たっての提案と確認は以下の通り。
 - ① 「委任状」と「議決権行使書」を事前に集約するという方法は、現行の連合会規約に整合するものでないため、秋の定期大会で規約改正を行うことを前提に、その予定する規約改正案を暫定的に今回の中央委員会から適用する。
 - ② 秋の大会で改定する予定の規約は、14 条(大会)、17 条(中央委員会)に疫病感染拡大・大規模自然災害など緊急事態に対応する規定として「緊急特例措置」を設け、委任状などで成立要件を満たし得ること、及び、連合会規約 22 条(中央執行委員会)に委任状の措置を設ける(今回の新たな提案)ことである。
 - ③ 第 7 回中央執行委員会(2月 9 日開催)は、本年秋の第 14 回大会において事後承認することを前提とする、連合会規約第 22 条(中央執行委員会)に委任状の措置を暫定的に適用し、この中央執行委員会で決議した。
 - ④ 第 7 回中央執行委員会は、上記①～③を決議し、これを中央委員会に提案し、第 13 回中央委員会の開催方法の確認を提案する。
- (3) 中央委員会は、上記の中央執行委員会の決議を承認し、第 13 回中央委員会の開催方法、審議方法などについて満場一致(議決権行使書の確認)で承認した。

2. 第 13 回中央委員会の概要について

- (1) 中央委員会の開会のあいさつを真島中央執行委員長代行が行い、資格審査報告を行ったうえで、議長団の選出を行い、石渡中央委員と佐竹中央委員が議長団に選任された。
- (2) 議長団の挨拶の後、議長団より、委任状 44 通の確認を行い、第 13 回中央委員会の成立を確認した。
- (3) 柏木中央執行委員長が、開会のあいさつを行った。挨拶の要旨は以下の通り。
 - ① コロナ禍で不安を抱えながら現場の仲間は奮闘している。これに、応えていく春闘にしていこう。
 - ② 事前に多くの意見が出されているが、これに正面から答えていく取り組みを進める考えである。
 - ③ 船社は減船やコンテナ不足もあって莫大な利益を上げている。港湾運送に還元させるべきだ。
 - ④ ウェブ会議となっても、コロナ禍でも産別の皆さんの団結は変わらないものと考えており、力強い春闘にしていきたい。

(4) 第一号議案(20 秋年末闘争経過)、第二号議案(21 春闘方針案)、及び 21 春闘方針案について、玉田書記長が提案し、同時に、事前に提出された意見などについても個別に答弁した。

提案を補足する立場から、糸谷顧問が都労委での審問(証人尋問)の経過について報告するとともに、竹内副委員長が、関連職種の協定履行の取り組みと指定事業体問題の取り組みについて経過報告するとともに、関連職種の課題は3月末までに、指定事業体問題は解決しない限り21春闘を終えないとの決意を提起した。

また、各単組書記長から、各々の春闘の取り組みと決意の表明を受けた。

(5) 以上の経過の上で、柏木中央執行委員長が以下の通り総括答弁をおこなった。

- ① 単組の取り組み表明で、「コロナ禍で仕方がない」という春闘にしないことがはっきりした。港湾労働者はあきらめない。現場の声に応えよう。
- ② 意見に出ている、標準者賃金の扱いの問題、関連職種の協定履行の問題は、当然の指摘であり、しっかりと対応していく。
- ③ 産別最賃の課題は、政府が進める地域最賃の議論でも「全国一律」の考えが出ており、全国は一つの立場で奮闘しよう。
- ④ 非効率石炭火力発電施設の削減・廃止の問題や港湾倉庫・港湾労働法の適用の問題は行政交渉を強めていく。
- ⑤ ウェブ会議の環境整備の財政措置については、検討を進めるが、昨年のようにコロナ禍を理由に交渉を止めるようなことはしてはならず、交渉の補完的な措置としてのウェブ利用は考慮していく。
- ⑥ 現在のような厳しい状況だからこそ、産別運動が重要であり、そのための団結を強く呼びかけたい。

(6) 以上の経緯で全体の審議を終え、提案された原案に対する採択に入り、原案の一部修正の上、満場一致(議決権行使書/44人の賛成)で提案すべてを承認した。

(7) 閉会の挨拶は、遠藤副委員長が行い、最後に柏木中央執行委員長の発声で団結ガンパローを参照し第13回中央委員会を閉じた。

Ⅱ 第13回中央委員会決定に基づく当面の取り組み指示

1. 要求の提出について

- (1) 21年2月17日(水)14:30より、第1回中央港湾団交を開催し、要求提出を行う。団交参加者については、コロナ感染拡大防止の観点から、常任中央執行委員、及び各地区港湾議長とするが、地区事情・コロナ感染拡大防止の観点からの配慮から、別途招請するので準備されたい。

- (2) 中央委員会の意見をふまえた 21 春闘要求の加筆・修正については、中央執行委員長はじめ、常任中執・書記局に一任されたい。
- (3) 個別賃上げなどの単組課題も含めた産別総ぐるみの取り組みへの発展を目指し、各単組は、中央港湾団交後、遅くとも2月中に要求提出を取り組まれない。

2. 機関運営と職場・地域の行動体制の準備について

- (1) 産別要求提出後は、常任中央執行委員会を戦術委員会とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として運営し、春闘課題に係る取り組みは、戦術委員会と中央闘争委員会が中央機関として進める。
- (2) また、港運同盟との合同戦術委員会、合同中央闘争委員会を適宜開催して、港湾産別としての統一的取り組みを進める。
- (3) 各単組は、2月末までに春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えるよう取り組むこと。
- (4) 各地区港湾は、2月末までに討論集会などで、21 春闘の地区要求、行動体制を確立する意思統一を行い、2月後半から春闘行動が取り組める体制を整えること。
なお、各単組は、地区港湾の取り組みの促進を図る建て指示に取り組むこと。
- (5) 産別・個別の一体的な取り組みの促進をこれまで以上に実効あるものとするため、単組書記長を中心に構成する「賃上げ共闘会議」を 21 春闘でも設置して、中央港湾団交と個別単組の取り組みなどの情報交換・意思統一化などについて協議し、戦術委員会・中央闘争委員会とも連動した文字通り産別総ぐるみの運動に寄与していくよう取り組む。

3. 中央・地区の統一行動の配置について

- (1) 地区統一行動について
 - ① 各地区港湾は、21 年 3 月 1 日(月)～12 日(金)を地区統一行動旬間とし、港頭地区宣伝行動、産別協定・法令順守キャンペーン行動及び行政交渉、地区港運協会交渉などに取り組むこと。
 - ② また、行政交渉の結果を中央行政交渉に反映させるよう取り組み、中央・地区の一体的取り組みの促進を図ること。
 - ③ 統一行動の内容などについては、地区港湾議長(委員長)の判断に委ねるが、中央行動との連携を念頭に、中央行動での申し入れ書も活用して取り組まれない。
なお、中央行動申し入れ書は、準備段階であっても可及的速やかに地区に届けるよう準備する。
 - ④ 各単組は、地区統一行動が成功裏に取り組まれるよう、建て指示に取り組むこと。
- (2) 中央行動について
 - ① 21 年 3 月 17 日(水)～18 日(木)を中央統一行動日とし、内外に港湾労働者の要求をアピールする行動や行政交渉などを実施する。具体的には、実行委員会で企画し実施する。

- ② 行動内容などについては、別途指示するが、各単組・地区港湾は、動員体制など必要な準備を整えること。

4. 春闘財政の確立について

第13回定期大会で確認した通り、21春闘をたたかう財政を確立するため、組合員一人500円のカンパを取り組むこととし、各単組は・地区港湾は請求に基づき納入すること。

なお、21春闘の取り組み如何によっては、第二次カンパを取り組むこととし、その場合は、中央闘争委員会で判断・決定する。

5. 当面の日程について

(1) 機関会議の設定

- 2月15日(月)13:30～ 第6回常任中執
2月17日(水)14:30～ 第1回中央港湾団交
3月1日(月)～12日(金) 地区統一行動旬間
8日(月)10:00～ 第7回常任中執/第1回戦術委員会
10日(水)10:10～ 第8回中央執行委員会/第1回中央闘争委員会
17日(水)～18日(木) 中央統一行動

(2) 地区港湾の討論集会・臨時大会等(報告分のみ)

- 2月25日(木) 神戸港湾春闘討論集会(オルグは検討中)
26日(金) 関門港湾春闘討論集会(コロナ禍に鑑みオルグは見送る)
3月25日(木) 大港労協春闘臨時大会(オルグは検討中)

(3) 日程

- 2月15日(月)10:30～ 日港福業務委員会
13:30～ 第6回常任中執
17日(水)14:30～ 第1回中央港湾団交
団交終了後 中央事前協議会
17:30～ 日航不当解雇撤回国民支援共闘総会(リモート)
19日(金)10:00～ 石綿(神戸港被害者)訴訟第二回控訴審(大阪高裁)
18:00～ 20労組打合せ会議
26日(金)10:30～ 都労委第5回調査期日(予備日)
15:30～ 国交省との政策意見交換会/4月23日開催予定
3月1日(月)～12日(金) 地区統一行動旬間
8日(月)10:00～ 第7回常任中執/第1回戦術委員会
10日(水)10:00～ 第8回中央執行委員会/第1回中央闘争委員会
13:30～ 日港福理事会/ホテルニューオータニ
11日(木)10:00～ 安定協会理事会
17日(水)～18日(木) 中央統一行動

以上